

令和9年度（2027年度）

※ 令和8年度申請・令和9年度事業 ※

加西市コミュニティセンター助成事業

補助金交付申請の手引き

※ ご注意 ※

- ・本募集は、令和9年度の実施事業について、令和8年度に申請手続きを行うものです。
- ・本補助金交付事業は、一般財団法人自治総合センターの「コミュニティセンター助成事業」を活用し、加西市が実施します。
- ・本手引きは、前年度（令和8年度）募集の内容をもとに作成するものであり、記載の日付等は予定日のものが含まれます。
- ・例年8月中旬に案内のある、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業実施要綱の内容により、事業が実施されない場合や条件などに変更が生じる可能性があります。

加西市 地域部 まちづくり課

〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 番地

加西市役所 2階

TEL 0790-42-8706

メール machi@city.kasai.lg.jp

◎お問合せの前に必ずご一読ください

目次

I 加西市コミュニティセンター助成事業の概要

1 概要	．．．．．	P.1
2 事業の要件	．．．．．	P.1
3 事業の期間	．．．．．	P.2
4 事業の対象	．．．．．	P.2
5 補助額	．．．．．	P.2
6 助成団体の決定	．．．．．	P.2
7 留意事項	．．．．．	P.3

II 事務手続の流れ

1 事前申請書提出前のお問合せ	．．．．．	P.5
2 事前申請書の提出	．．．．．	P.6
3 助成候補団体の選定	．．．．．	P.6
4 市から自治総合センターへ申請書提出	．．．．．	P.6
5 自治総合センターの決定通知	．．．．．	P.6
6 市補正予算化	．．．．．	P.6
7 補助金交付申請書の提出	．．．．．	P.6
8 助成団体の事業実施	．．．．．	P.7
9 補助金実績報告書の提出	．．．．．	P.7
10 市から自治総合センターへ実績報告書提出	．．．．．	P.7
11 補助金額の確定	．．．．．	P.7
12 補助金の請求	．．．．．	P.7
フロー図	．．．．．	P.8
別表	．．．．．	P.9

I 加西市コミュニティセンター助成事業の概要

1 概要

- (1) 加西市コミュニティセンター助成事業は、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が宝くじの社会貢献広報事業として実施するコミュニティセンター助成事業を活用して、コミュニティ活動に必要な集会施設（認可地縁団体の集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業に対して補助金を交付し、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。
- (2) 加西市コミュニティセンター助成事業は、「加西市補助金等交付規則」（以下「交付規則」という。）に基づき、市から認可地縁団体への補助金交付事業として実施します。
- (3) 自治総合センターが実施するコミュニティセンター助成事業は、各年度のコミュニティ助成事業実施要綱の内容により、事業が実施されない場合や条件などに変更が生じる可能性があります。 → 例年 8 月中旬に県より市に募集案内
- (4) 自治総合センターが実施するコミュニティセンター助成事業は、全国の市町村からの申請を取りまとめて審査を行い、事業の採択・不採択を決定しており、予算措置上の理由により不採択となる可能性があります。自治総合センターにおいて事業が不採択となった場合には、令和 9 年度のコミュニティセンター助成事業補助金は交付できません。

2 事業の要件

- (1) 事業の実施に当たっては、「交付規則」に基づくほか、自治総合センターが定めた「コミュニティ助成事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「コミュニティ助成事業留意事項」（以下「留意事項」という。）の内容に適合する必要があります。
- (2) 事業で整備する集会施設には、自治総合センターが定めた「宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠した広報表示プレートを建物入り口等の場所に設置する必要があります。また、広報誌等を通じ、「宝くじの助成金で整備した」旨の広報を行う必要がありますので、市の広報誌への掲載協力をしていただきます。 → 別紙参照

(3) 国からの助成を受けないものであること。また、加西市集会所設置事業補助金との併用はできません。

※採択された場合： 令和9年6月補正予算成立後に工事着工可能

※不採択の場合： ①次年度以降に再申請する（工事着工を延期）

②加西市集会所設置事業補助金（上限500万円）の活用を検討

※「①」については、前年度申請による優遇措置（抽選会免除等）はありません。

3 事業の期間

事業は、市からの補助金交付決定後に開始し、令和10年3月末までに完了（新築の場合は建物保存登記が完了）、かつ実績報告書を提出するものとします。

4 事業の対象団体

市内における認可地縁団体（以下「団体」という。）で、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 事業終了までに、認可地縁団体に認可されていること。
- (2) 規約が提出できること。
- (3) 交付事前申請を行う年度の事業計画書及び収支予算書が提出できること。
- (4) 事業実施予定年度の直近30年間に本助成事業の活用実績がないこと。また、「加西市集会所設置事業補助金交付要綱」に基づく新築の補助を受けてから30年、増築及び改修の補助を受けてから10年が経過していること。

→ 上記条件にはすべて合致します。

※（3）については総会での議事提案及び承認が必要です。

5 補助額

- (1) 1団体当たり、申請は1件に限ります。
- (2) 対象となる事業費の5分の3以内に相当する額（2,000万円まで）で、10万円を単位とし、10万円未満の額は切捨てとします。
- (3) 補助金交付対象経費は、「事業の実施に要する経費の総額以内の額」とし、宝くじの広報表示に係る経費を含みます。

※ 市や自治総合センター等で広報表示のプレートを配布することはありません。

6 助成の決定

- (1) 助成対象団体の決定にあたり、市から自治総合センターへ助成候補団体を推薦しますが、複数の団体から交付事前申請書の提出があったときは、抽選により助成候補団体の推薦優先順位を決定します。
抽選会の日程や場所などは、交付事前申請書を提出した団体の代表者に対し、改めてお知らせします。
- (2) 自治総合センターによる助成事業の採択の決定をもって、加西市の補正予算加西市コミュニティセンター助成事業の助成団体といたします。

7 留意事項

- (1) 事業内容は、申請する団体において総会等で合意された内容である必要があり、それを証明する総会議事録等の写しを提出していただきます。また、土地や財源の確保等において懸念がなく、助成決定後の事業実施が確実なものに限ります。
- (2) 対象建物全体を集会施設としての用途で使用するもので、主に新築を対象とします。地方自治法第 260 条の 2 に定める認可地縁団体名義での建物の所有権保存登記が必要となります。保存登記は必ず事業期間内に完了するようにしてください。
- (3) 大規模修繕については建物の主要構造部について行う大規模な修繕（建築基準法第 2 条第 14 号に定めるもの）とし、抵当権等の権利関係が付着していない、登記名義人が単独の認可地縁団体（所有権保存登記済み）となっているものに限ります。建築主事による大規模な修繕に該当する旨の証明書を提出してください。建築主事が配置されていない地域においては民間業者の建築資格を有する方（建築士）に証明いただくことで可となります。
- (4) 建設地については土地の所有権者が複数存在、相続手続き未済、抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）の状態では、建設後に疑義が生じる可能性があるため、対象となりません。借地の場合は地主との賃貸契約を必ず結んでください。
- (5) 採択を受け事業を実施した団体については、事業実施年度の翌年度から起算して 30 年間は申請できません。
- (6) 本事業により整備した施設は、他者に譲渡することはできません。

- (7) 本事業により整備した施設は、団体で管理運営規程を定め、適正な管理運営を行う必要があります。役員の改選等があっても、管理運営が確実に引き継がれるようにしてください。管理運営規程には、使用上の注意・心構えにとどまらず、管理運営責任者や使用の範囲、設置場所、施行日（概ね事業完了日）、管理運営に必要となる具体的事項を定める必要があります。
- (8) 事業の実施に当たっては、原則として事業内容の変更は認められません。ただし、真にやむを得ない事情により、事業及び事業内容に変更を生じる場合には、事業を実施する前に兵庫県と協議の上、自治総合センターの承認を受ける必要がありますので、必ずまちづくり課（直通：42-8706）に連絡してください。

II 事務手続の流れ

1 事前申請書提出前のお問合せ

令和9年度（2027年度）にコミュニティセンター助成事業の活用を希望する団体は、内部で事業内容を十分にご検討の上、担当に電話・メールなどでご連絡ください。ご連絡をいただいた団体には、担当から申請書類の様式や自治総合センターの実施要綱などを送付いたします。

なお、助成対象となるかどうかの判断については自治総合センターが行います。助成候補団体の選定前に、**市から自治総合センターや県に対して助成対象となるかどうかの確認はできかねますので**、あらかじめご了承ください。

2 事前申請書の提出

（令和8年6月～8月末まで）

加西市コミュニティセンター助成事業補助金交付事前申請書（様式第1号）及び必要書類を次の期日までに提出してください。

期限内に書類がそろわない場合や、申請書類の記載内容に不備がある場合は、申請を受付できませんのでご注意ください。

- (1) 提出期間 **令和8年6月～8月末**
- (2) 提出先 まちづくり課（市役所2階）
- (3) 提出方法 電子メール（送付先アドレス：表紙に記載）

- (4) 提出書類
- ①加西市コミュニティセンター助成事業補助金交付事前申請書(様式第1号)
 - ②様式第1号別表
 - ③団体の規約(最新版)の写し
 - ④令和9年度の事業計画及び収支予算の内容が確認できるもの(総会資料等)
 - ⑤助成事業費総額の積算根拠書類(見積書など)の写し
 - ⑥助成事業の内容に関する資料(事業の説明資料等)
※提出書類は、県及び自治総合センターにおいても審査されます。審査によっては、事業内容の確認や追加の資料提出を求められる場合があります。
 - ⑦土地登記簿謄本(履行事項全部証明書)※申請日前3か月以内発行のもの。
※借地の場合は土地の貸借契約書の写しを添付してください。
 - ⑧公図 ※申請日前3か月以内発行のもの。
 - ⑨建物工事に関する図面(平面図、立面図等)
 - ⑩財源に関する資料(資金積立計画等)
※財源がわかる根拠資料(預金通帳のコピー等)
 - ⑪議事録(建設の決定に対する地区住民の総意がわかる総会資料等)

3 助成候補団体の選定

(令和8年9月下旬)

提出いただいた加西市コミュニティセンター助成事業補助金交付事前申請書の内容を精査し、複数の団体から申請があった場合は抽選により助成候補団体の優先順位を決定します。

抽選会の日程や場所などは、交付事前申請書を提出した団体の代表者に対し、改めてお知らせします。

4 市から自治総合センターへ申請書提出

(令和8年9月下旬)

助成候補団体の事業について、市が県を経由して自治総合センターに申請します。

自治総合センターは、全国の市町村からの申請を取りまとめて審査を行い、自治総合センターとして助成事業の採択・不採択を決定します。

5 自治総合センターの決定通知

(令和9年3月末)

自治総合センターの採択・不採択の結果は、県を経由して市に通知されます。

申請内容に漏れがなかったとしても、自治総合センターの予算措置上の理由により不採択となる可能性があります。

6 市補正予算化

(令和9年6月)

自治総合センターの決定通知に基づき、市が補助事業に係る経費を予算化します。

7 補助金交付申請書の提出

(令和9年6月下旬)

補正予算の議決後に、市から団体に通知しますので、加西市コミュニティセンター助成事業補助金交付申請書（様式第2号）及び必要書類を提出してください。

市は、提出のあった補助金交付申請書等の内容を精査して、補助金の交付を決定し、団体に対し補助金交付決定通知を送付します。

8 助成団体の事業実施

(令和9年7月～令和10年2月末まで)

市からの補助金交付決定通知日以降に建設工事請負契約を行い、建設工事に着工してください。万が一、事業内容に変更が生じる場合には、工事の着工前に必ず担当者に連絡をしてください。協議の上、自治総合センターの承認を受ける必要があります。

工事や支出に関する証拠書類（納品書、請求書、領収書、カタログなど）は、大切に保管してください。

9 補助金実績報告書の提出

事業が完了（建物保存登記が完了）したときは、速やかに加西市コミュニティセンター助成事業補助金実績報告書（様式第4号）及び必要書類を提出してください。

10 市から自治総合センターへの実績報告書提出

提出のあった補助金実績報告書の内容を精査し、市が県を經由して自治総合センターに報告します。実績報告書は事業完了後2か月以内、且つ**令和10年4月上旬**（自治総合センターが指定する日）までに自治総合センターに提出する必要があります。

11 補助金額の確定

市は、自治総合センターから県を經由して市に届く助成額の確定通知に基づき、補助金額を確定し、団体に対し補助金確定通知を送付します。

12 補助金の請求

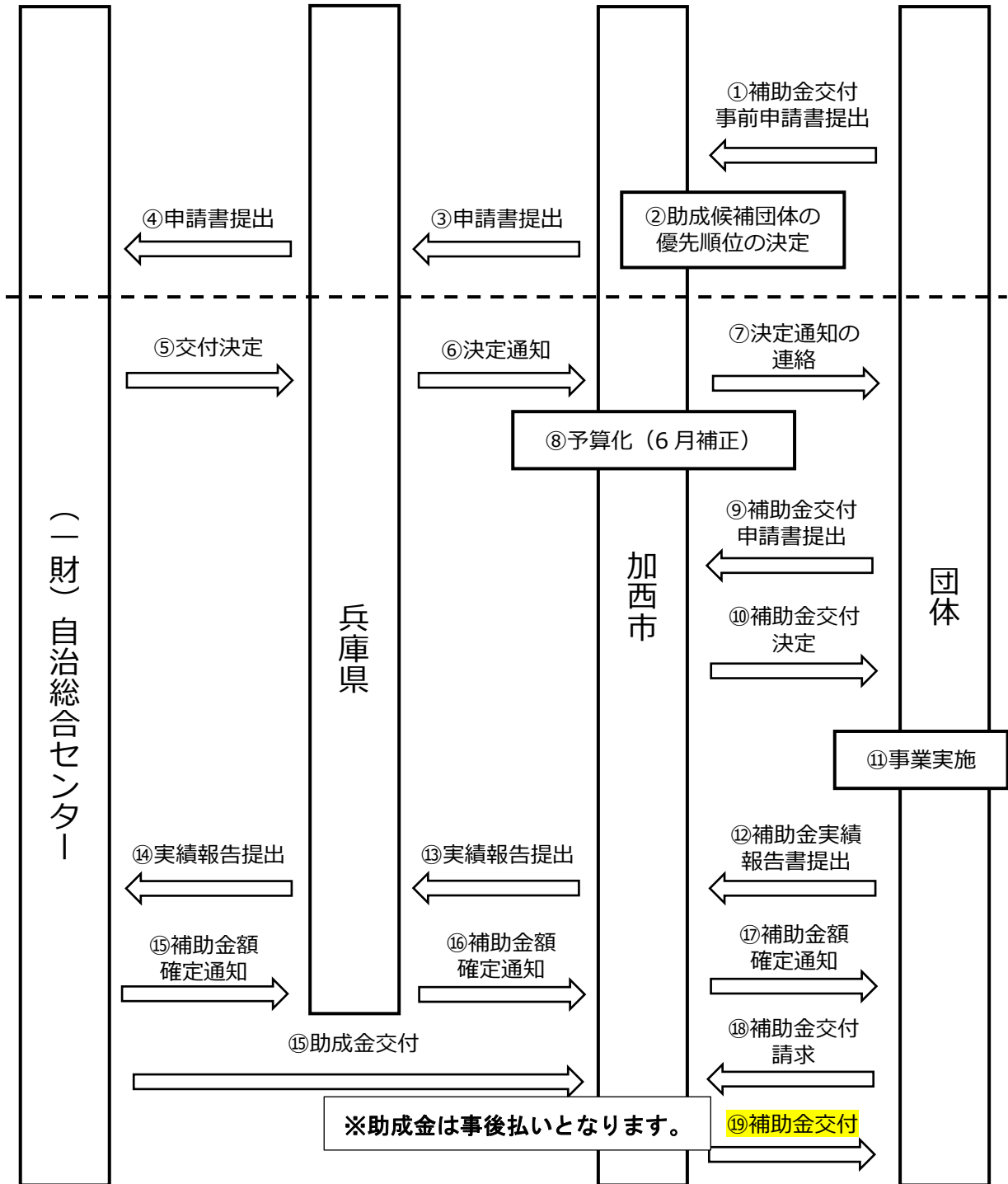
団体から市に対する補助金の請求は、加西市コミュニティセンター助成事業補助金交付請求書（様式第5号）により、請求してください。

補助金の請求時期は、市から団体への補助金額確定通知後となります。

具体的な手続の流れは、別添のフロー図「補助金交付事前申請から事業完了までの流れ」を確認してください。

加西市コミュニティセンター助成事業

補助金交付事前申請から事業完了までの流れ



補助対象物品参考一覧

【○】対象となるもの	【×】対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・対象建物全体をコミュニティセンターとしての用途で使用する建物の新築費用 ・上記新築に伴い、一体となって整備する屋内照明設備やエアコンの整備等 ・建物の主要構造部について行う大規模な修繕（建築基準法第2条第14号に定めるもの）に要する費用 ・建物登記費用 ・設計監理料 ・表示用プレート作成費 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得、造成に要する費用 ・既存施設の購入 ・既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理に要する費用（ただし、大規模修繕は助成対象となります。） ・既存建築物の増築 ・外構工事に要する費用 ・登記簿謄本の権利部（乙区）に抵当権等の権利関係が付着しているもの（抹消登記未済を含む）